

## 裁判の会から36号記事の訂正

裁判の会」から36号について、以下の訂正が来ましたので、転載します。

訂正

36号の裏面 「ところが、今回細木氏は・・・」で始まる段落を削除します

理由:学長選考会議の見解によれば、「利害関係者にはあたらない」とのことです。その根拠はどうやら「非常勤職員」(週二回程度診療を行う)だからということのようです。すなわち、お辞めになってはいない(現時点で職員である)とのことですので、お辞めになったという前提で書かれた上記部分は削除します。細木病院のホームページ上から脇口明子氏の名前が消えたため、お辞めになったと判断したわけですが、それは、我々には理解できない別の理由によるようです。

以上

公正な学長選考を求める裁判を支える会